

「函館市屋外広告物条例施行規則の一部改正(案)および函館市告示第380号の一部改正(案)」に対するパブリックコメント(意見公募)手続の実施結果について

案 件 名	函館市屋外広告物条例施行規則の一部改正(案)および函館市告示第380号の一部改正(案)
募 集 期 間	平成28年8月1日(月)～8月30日(火)
担 当 課	都市建設部まちづくり景観課
意見提出者数	個人 1人(1件)

「函館市屋外広告物条例施行規則の一部改正(案)および函館市告示第380号の一部改正(案)」に対する意見の概要と市の考え方

※「意見の概要」については、原文を載せています。

No.	意見の概要	市の考え方
1	<p>◎ 広告物の基本的基準</p> <p>広告物は、公的私的を問わず国民の生命財産を喪失するような危害を加えたり国民生活を脅かす存在であってはならないことを自治体として捉えなければならない。</p> <p>又函館市には美観条例や環境条例も存在するものと考えたとき、全ての条例が互いに補完しあって水も漏らさぬ内容にして市民生活に針先ほどの落ち度を生じさせてはならない。函館市は北海道の中では最古に属する歴史ある自治体であることを踏まえてこの問題をいち早く考え取り入れた歴史のある街である「京都市」の条例を参考にすべきと考える。京都市の条例は歴史的文化遺産を守ることを念頭に基本計画ができたものとする。民間の営利企業等にとっては相当厳しい内容になったようだが、これから未来の街作りにはある程度我慢できることで落ち着いたものとする。目先の明日の利益や食事のことばかりを考えては文化的歴史遺産が崩壊して、函館市の子孫に対して正当な言い訳ができないばかりでなく、おかしい条例等を作成した担当者や当事者責任が子々孫々まで歴史的に批判が続くことを考えて慎重に考慮し、函館市民が納得するまで協議を重ねて、非の打ち処のない内容を期待する。「明日の利益」よりも毎日、「明日から100年先の函館の未来を見据えた内容」を期待する。</p>	<p>函館市では自然と歴史にはぐくまれた、函館らしい都市景観の形成を図り、個性豊かで快適なまちづくりを進めていくため、「函館市都市景観条例」、「函館市西部地区歴史的町並み基金の設置および管理に関する条例」および「函館市屋外広告物条例」を制定し、良好な景観を守るための制限や歴史的町並みの保全・誘導に関する事項などを規定しております。</p> <p>今回の函館市屋外広告物条例施行規則および函館市告示第380号の一部改正により、許可の対象範囲の見直しや案内表示に係る許可基準を明確化することで「制限地域」や「広告景観整備地区」における規制の強化が図られ、良好な景観の形成や風致の維持に資すると考えております。</p>

◎ 環境整備について

平成28年3月から北海道新幹線が開通して、将来の道南地域から札幌延伸を見越した全国の企業商工業者の先物食的行動は、目のやり場に困惑するくらいの行状である。

◎ 具体的事例について

函館市の将来を見越した本州の業者による種々の企業による出店が相次いでいる。特に本庁界隈や湯の川温泉街、それに産業道路沿線が極めて汚れ方が激しい。

・【本庁地域】

得体の知れない国籍不明的な店舗が乱立して、あらゆる広告と宣伝合戦でしのぎを削っているのは見ているのも見苦しいし汚らしい。

店名看板のえげつなさ、壁面一面の広告装飾、店舗と歩道をまたいだ廃棄物の展示行為（中には凶器準備集合罪になるかも）、何時落下するかわからないような頭上装飾物店舗の競い合い。

これらは店というよりも「^{おみせ}汚店」というべき存在である。

・【湯の川温泉街】

風俗的な感覚の看板の乱立で、昭和時代に湯の川温泉を楽しんだ観光客には何か不足していて今流行の反社会的風俗的な町並みに感じる。歴史的に観光客の好む温泉街というのは、真に温泉と旅館の伝統料理を楽しむもので、今で言う流行を先取りし、流行りものを全面に押し出した歓楽街的な統一性の崩れた町並みを言うものでない。統一性のくずれたいかげわしい看板や行灯は湯の川温泉にそぐわない。

・【産業道路沿線】

昭和時代に見たアメリカ映画に出てきた風景と酷似していることに驚いた。

人種混合民族が同居していて、日本民族やアイヌ民族が立ち入ることが憚れるような錯覚に陥る。先行店が形を作ると、後発店がそれに負けじと奇抜で派手な形が生まれる。自動車で行っている時はあまり感じないが、歩行して前後左右を見渡しても日本

語を探すのが難しいくらい異国そのものである。

仮に認知症の患者が日本語の文字看板を探し頼りに自分の行き先方向を考えても目的地には辿りつけないであろう。

話はそれだが、結論を申し述べます。

1. 基本は京都市にあります。充分参考にしてください。
2. 納税者である函館市民の安全を100%守ること。
3. 歴史的遺産を少なくとも現状維持し、他の都府県の政治的介入や商業的侵入から基本的条令規則で保護を証明すること。
4. 美観規制は観光面での函館の第一印象となる。建築規制とあわせて充分保持されること。
5. 環境問題はごみや空気だけでない。函館市民の次の課題のために公有地を充分確保しておくこと。過去の借金返済の資金のために売却したりしないこと。
6. 地球を踏みしめて歩く北海道民族と函館民族が情報操作による幻想や空想を抱いて、短絡的な思考に陥って人生を誤らないように日本民族の義務教育の基本を再考されることを望みます。

以上

意見等を考慮した結果の修正案	意見による修正はありません。
結果の配布場所	都市建設部まちづくり景観課
お問い合わせ先	都市建設部まちづくり景観課 TEL 0138-21-3389 FAX 0138-27-3778 E-mail koukoku@city.hakodate.hokkaido.jp